

評議員及び役員の報酬等及び職務執行に関する費用に係る規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、一般財団法人三菱ガス化学記念財団（以下「当法人」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び職務執行に関する費用について必要な事項を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人の主たる事務所に原則週3日以上勤務する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、当法人の職務遂行の対価として受ける財産上の利益で、費用とは区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、評議員、役員及び職務の執行に当たって必要となる経費等をいう。

第3条（報酬等の額の決定）

- 1 評議員には、定款第14条に定める報酬の範囲内において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき5万円（源泉税控除後）を報酬として支給する。
- 2 当法人の非常勤理事及び監事には、評議員会、理事会又は監査へ出席をした場合等、1人1回あたり5万円（源泉税控除後）を報酬として支給する。
- 3 理事、監事、評議員に対して、当財団より選考委員、講師または原稿執筆を委嘱した場合は、報酬として審査料または謝金を支給することができる。
- 4 常勤理事の報酬は、1人当たりの各年度の報酬総額等が1,000万円以下の範囲内において支給する。支給金額については理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

第4条（報酬等の源泉徴収）

評議員及び役員の報酬は、源泉徴収し本人に支給する。

第5条（費用）

当法人は、評議員及び役員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

第6条（支給方法）

- 1 第3条第1項、第2項で規定する報酬及び第5条で規定する費用については月末締め翌月10日までに銀行等金融機関への振込みにて支給する。
- 2 第3条第3項の報酬については銀行等金融機関への振込みにて支給するものとし、支

給日は当月の 25 日（その日が当財団の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とする。

第7条（改 廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

第8条（補 則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

[附 則]

1 この規程は、当法人の設立登記の日から施行する。

（改定履歴）

2018年09月07日 制定

2019年11月18日 改定：第6条追加（支給方法を明記）

2022年03月16日 改定：第3条2項（評議員会、理事会又は監査以外の場合を追記）

2025年12月01日 改定：第3条3項を追記